

別添4 智頭町 対象事業内容及び事業費一覧

(1)基本交付額対象事業

対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)	判定
3 福祉保健の充実 (1)障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費	障害者住宅改良助成事業 心身障害者の在宅生活を支援するため、段差の解消等居住環境の整備に対して助成を行う。	666	○
6 農林水産業等の振興 (5)地産地消意識の高揚及び普及定着を図るための活動及び食育に関する取組に要する経費	食育推進事業 食育推進の啓発のための講演会及び食育イベントを開催する。	56	○
7 人権尊重の社会づくりの推進 (1)人権問題解決のため住民学習を計画又は運営する人権教育推進員の設置に要する経費	人権教育推進員設置事業 人権教育推進員を設置し、人権問題学習活動の指導助言や学習相談を推進する。	2,220	○
7 人権尊重の社会づくりの推進 (2)人権問題解決のための住民の自立支援及び福祉の向上を図る相談員の隣保館等への設置に要する経費	総合相談員設置事業 生活相談員を設置し、地区住民の生活相談に応じ必要な助言指導を行う。	2,551	○
8 地域文化、芸術の振興 (2)文化財(市町村指定が見込まれるものを含む。)の補修又は活用に要する経費	石谷家住宅維持修繕事業 重要文化財として公開している石谷家住宅の修繕を行う。	2,210	○
8 地域文化、芸術の振興 (2)文化財(市町村指定が見込まれるものを含む。)の補修又は活用に要する経費	石谷家住宅庭園維持管理事業 重要文化財として公開している石谷家住宅の庭園(国登録・県指定名勝)の維持管理及び補修を行う。	4,222	○
8 地域文化、芸術の振興 (2)文化財(市町村指定が見込まれるものを含む。)の補修又は活用に要する経費	文化財整備活用事業 耐震計画・整備工事についての講演会を開催する。	250	○
8 地域文化、芸術の振興 (3)小・中学校等で行う音楽、演劇等の芸術鑑賞会の開催に要する経費	青少年劇場巡回講演開催事業 芸術鑑賞の機会が少ない小規模校の児童に対して、優れた芸術を鑑賞する機会を等しく提供し、豊かな情緒を培い、健全な育成に資する。	309	○
9 市町村の自主的な行政運営 前各項に掲げるもののほか、市町村交付金の対象とすることが適当であると市町村が認めた事業に要する経費	景観計画策定事業 景観の維持・保全に向けた活動を行うとともに、智頭町の人々の暮らしとの関係を明らかにし、重要文化的景観の選定を目指す。	1,379	○
9 市町村の自主的な行政運営 前各項に掲げるもののほか、市町村交付金の対象とすることが適当であると市町村が認めた事業に要する経費	観光事業 平成28年度に開催される諏訪神社御柱祭をPRするため、チラシ・原寸の柱・ミニチュアの柱等を制作し、誘客促進を図る。	1,434	○
9 市町村の自主的な行政運営 前各項に掲げるもののほか、市町村交付金の対象とすることが適当であると市町村が認めた事業に要する経費	同和地区高等学校等就学奨励金支給事業 町内の同和地区に居住する者の子で、経済的に就学が困難な家庭環境にある高等学校、高等専門学校、短期大学及び大学並びに各種専門学校及び養護学校高等部在学者に対し、就学奨励金を支給する。	6,012	○
計		21,309	

(2)調整交付額対象事業

対象分野名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
4 地域コミュニティの形成	疎開保険事業 災害支援を切り口とした地域間交流、物流、商流による地域おこしを行う。	1,136

【当該年度事業分市町村創生交付金交付額】

(単位:千円)

基本交付額	申請事業費 ①	21,309
	対象外事業費 ②	0
	算定対象事業費 ①-②=③	21,309
	算定対象事業費×1/2(千円未満切捨て) ④	10,654
	基本交付額 ⑤	10,173
	交付する基本交付額(④と⑤のいずれか低い額) ⑥	10,173
調整交付額	申請事業費 ⑦	1,136
	対象外事業費 ⑧	0
	算定対象事業費 ⑦-⑧=⑨	1,136
	算定対象事業費×1/2(千円未満切捨て) ⑩	568
	交付する調整交付額(⑩を上限として採択状況に応じて配分する額) ⑪	568
	計	当該年度事業分市町村創生交付金交付額 ⑥+⑪=⑫

【交付決定額】

(単位:千円)

平成27年度事業交付額 ⑫	10,741
平成26年度事業精算額 ⑬	△ 833
交付決定額 ⑫+⑬	9,908